公開案件 非公開案件			
開催日時	平成30年2月13日(火) 午前9時45分から		
開催場所	奈良市立三笠中学校 1階 会議室		
	委 中室教育長、杉江委員、吉田委員、都築委員、畑中委員 員 【計5人出席】		
	事 務 土田補佐、中垣、北谷 局		
出席者	【教育委員会】 尾崎教育総務部長、北谷学校教育部長、小橋教育総務部次長、高 塚教育政策課長、池本教育総務課長、今中教職員課長、中生涯学 習課長、立石文化財課長、奥田中央図書館長、中山一条高等学校 事務長、東畑学校教育課長、坂本いじめ防止生徒指導課長、野口 保健給食課長、鈴木地域教育課長、廣岡教育支援課長、宮廻教育 相談課長、木綿子ども未来部長、大前こども園推進課長		
開催形態	公開(傍聴人 10名)		
会議録署名委員	吉田委員、畑中委員		
議題	1 教育長報告 (1) 平成29年度3月補正予算要求について #公開 (2) 教育課程特例校指定変更について (3) 平成29年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞について 2 議事 議案第65号 佐保小学校・若草中学校みどりの家分校用地の用途廃止について 議案第66号 奈良市社会教育委員の委嘱について 議案第67号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について 議案第68号 平成30年度奈良市立学校の教材使用の承認につ		

	いて 議案第69号 奈良市いじめ防止基本方針の策定について 議案第70号 朱雀幼稚園、平城幼稚園及び東登美ヶ丘幼稚園の 用途廃止について
	3 協議事項 テーマ「『教え』から『学び』へについて 」
決定取り纏め事	1 教育長報告 (1) 平成29年度3月補正予算要求については了承した。 (2) 教育課程特例校指定変更については了承した。 (3) 平成29年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞については了承した。 2 議事 議案第65号 佐保小学校・若草中学校みどりの家分校用地の用途廃止については可決した。 議案第66号 奈良市社会教育委員の委嘱については可決した。 議案第67号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正については可決した。 議案第68号 平成30年度奈良市立学校の教材使用の承認については可決した。 議案第69号 奈良市いじめ防止基本方針の策定については可決した。 議案第70号 朱雀幼稚園、平城幼稚園及び東登美ヶ丘幼稚園の用途廃止については可決した。 3 協議事項 「『教え』から『学び』へについて」意見交換・協議した。
担当課	教育委員会 教育総務課
	議事の内容
教育:	長皆さんお揃いのようですので始めたいと思います。
教育:	本日は、奈良県立高等学校の特色選抜の出願日とも重なっており、中学校においては各学校長が学校で待機する必要があり、また本委員会が学校開催ということもあり、会場スペースも限られておりますので、今回の定例教育委員会においては校長の出席はございません。
教育:	それでは事務局より資料の説明をお願いします。

事	務	局	資料の差し替えがございます。 差し替えの資料は机上に配布させていただいています。議案第68 号1ページ、使用理由及び出版社の名前を追加させていただきました。 次に議案69号でございます。基本方針(案)及び別冊の参考資料 の16ページから17ページを更新いたしました。 変更箇所については16・17ページに記載していますので、こちらを参照願いします。 次に、協議事項に使用する資料ですが、吉田委員さんから事前に提供していただきました。また、左手の資料は1月から2月に教育委員会の後援・共催にかかる事業一覧でございます。
教	育	長	本日の委員会は全員が出席しておりますので委員会は成立します。 ただいまから、2月定例教育委員会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、畑中委員、吉田委員でお願いします。
教	育	長	案件に入る前に、10名の方から傍聴の申し出があり傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、10名の傍聴券を交付しましたのでご報告します。それでは、傍聴人の方を傍聴者席へご案内願います。
教	育	長	それでは、本日の案件に入ります。本日の案件は、教育長報告3件、 議事6件協議事項1件の合計10件です。
教	育	長	本日の案件のうち、教育長報告(1)は議会に付すべき案件である ため非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしま しょうか。
各	委	員	異議なし。
教	育	長	異議なしと認めます。よって教育長報告(1)は非公開とすること に決定いたしました。本日の審議順につきましては、公開案件から 始め、協議事項の後、非公開案件の審議を行います。
公教	開案	件 	それでは、公開の案件に入ります。教育長報告(2)「教育課程特 例校指定変更について」学校教育課長より説明お願いします。
学材	交教育 調	果 長	資料1ページをご覧ください。 教育課程特例校制度につきましては、学習指導要領によらない教育 課程を編成して実施することを認める制度でございます。本市に

おきましては、平成27年度より、全ての小中学校を教育課程 特例校としており、その中で小学校低学年からの英語教育等を 実施しております。

この度、この教育課程特例校に関わる内容を変更して申請いたしましたので、その内容と理由をご説明申し上げます。

資料中ほどの「変更内容と理由」のところに記しておりますとおり、まず、1つ目の内容でございますが、先ほど、本市では全ての小中学校を教育課程特例校としているとご説明申し上げましたが、例外として、右京小学校、神功小学校、平城西中学校につきましては、平成26年度から外国語教育強化拠点事業、いわゆる国の研究開発学校の指定を受けておりまして、この教育課程特例校の指定から外れたところで教育課程を組み、研究を行っておりました。

しかし、本事業が平成29年度末をもって終了することとなり、 この3校につきまして、改めて教育課程特例校に指定するよう変更 するものです。

2つ目としまして、今回の学習指導要領改訂に伴う移行措置で、 小学校の外国語活動における授業時数に変更があり、それを踏まえ て、改めて本市小学校において外国語科を実施することを申請する ものでございます。授業時数の変更につきましては、資料8ページ に記載しているとおりでございます。富雄第三小学校、田原小学校 につきましては変更はありませんが、その他の小学校で、5・6年 生の外国語科が35時間から50時間へ変更いたします。

資料1ページにもどっていただきまして、変更点の3つ目です。 これまで一体型の富雄第三中学校、田原中学校におきましては、 中学校1年の理科は標準では105時間のところ、15時間増やして120時間、中学2年の数学も同じく標準では105時間のところ、12 ろ120時間、中学3年の国語も同じく105時間のところ、12 0時間実施しております。今回の申請において、他の中学校と授業 時数をそろえるということで、標準の授業時数に変更させていただきます。

以上のような変更点を踏まえ、平成30年度の教育課程につきまして一覧にしたものが資料2ページ~7ページでございます。この教育課程をもって来年度は実施してまいりたいと考えております。

教 育 長

ご質問ご意見等ございましたらお願いします。

三つありますが、一つ目は平成27年4月より進めてきた奈良市内の全ての小中学校を教育課程特例校にしてきていますが、その中で右京小学校、神功小学校、平城西中学校が国の教育課程特例校制度を受けていますが、その研究も今年度で終わるので、奈良市の全ての学校を教育課程特例校とするということです。

二つ目は小学校1・2年生の外国語科の実施と、3~6年生の外国

語活動を全て外国語科とするということです。これが特例校制度ということです。

三つ目はタイプ別に分かれる内容ということで、国の基準に合わせてきているということです。

時間数の変更は分かりにくいと思いますが、ご質問ございましたらお願いします。

都築委員

教育課程特例校指定を受けると、奈良市の子どもたちは授業時間が増えているのですか。

教 育 長

奈良市の子どもは、国が示している基準よりどれくらい上乗せして 授業時間が増えているのかという質問です。

学校教育課長

タイプ別に分かれていますが、一貫校の富雄第三、田原については 小学校の1・2年生については10時間プラス、その他の学年に関 しては20時間のプラスです。それ以外の学校は国の基準と変わり はありません。ただし、中身として本市は外国語科の実施をしてい ます。

その関係で、小学校1年生に関しては生活科の時間が10時間減、 あるいは小学3年生でしたら、総合的な学習時間が35時間減とい うことがございます。

都築委員

外国語科に力を入れているということですね。

教 育 長

上乗せしている時間と、総合的な学習時間を減らして外国語科を上乗せしています。これが奈良市の特徴ということですが、他になにかございませんか。

教 育 長

よろしいですか。他にご意見がないようですので、教育長報告(2) 「教育課程特例校指定変更について」は了承いたします。

教 育 長

次に、教育長報告(3)「平成29年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞について」案件課は2課ございます。まず、学校教育課長より説明お願いします。

学校教育課長

本年度の幼稚園修了証書授与式並びに小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における祝辞の主旨について説明させていただきます。

本年度の祝辞の基本方針として、子どもたちが生きる未来の社会

が、変化の激しい予測困難な社会であっても自分というものをしっかり持ちながら、自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら切り開いていってほしという願いを込め、祝辞を作成いたしました。

小学校については、公式戦29連勝記録を更新した最年少プロ棋士 の藤井聡太五段を題材といたしました。

強さの背景には AI の活用とともに、強くなりたいという思いや目標をもっていたはずです。

そこで、卒業する児童に対して、中学校に進学しても新しいことに 進んで挑戦し自分を大きく成長させ、新しい未来の担い手になって ほしいという願いを込めた祝辞とさせていただきました。

中学校は、ノーベル文学賞受賞のカズオ・イシグロさんを題材にしました。

日系英国人の作家のカズオ・イシグロさんは、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、グローバルな視点を持っておられる作家でございます。

卒業する生徒には、多様な価値観を持つ人と協力しつつ自分の思いや考えを発信する力を備え、今後ますますグローバル化する変化の激しい社会においても、自ら進む道を切り開いていってほしいという願いを込めた祝辞とさせていただきました。

高等学校においては、マザーハウスの山口絵理子さんを題材といた しました。数々の困難を乗り越え、バングラディシュから世界に通 用するバッグを作る会社を立ち上げました。

昨年、「なら教育の日」記念集会でも、自らの夢を語る生徒たちに アドバイスをされていました。これからの予測困難といわれる社会 において、一条高校の建学の精神であるフロンティアスピリットと 山口さんのようなゆるぎない信念を持ち、自らの可能性を発揮しな がらよりよい人生を切り開いていってほしいという願いを込めた 祝辞とさせていただいております。

夜間学級では、今年度3名が卒業されます。入学以来がんばってきたこと、出来るようになったこと、これからがんばっていきたいこと、在学時の思い出など3名の方が書かれた内容を取り上げ、お一人お一人にメッセージを送る祝辞とさせていただいております。以上でございます。

教 育 長

細部にわたりご意見をいただきまして、訂正させていただきました が、他にご意見ございましたらお願いします。

よろしいですか。それでは、小・中・高等学校、春日中学校夜間学 級の祝辞については了承いたします。

続いて、こども園推進課より、説明お願いします。

こども園推進課長

幼稚園の題材としまして、命の尊さを感じ周囲への感謝の気持ちを もって自分を大切にする子どもの育成ということで、ジャイアント パンダ、シャンシャンの誕生から成長を題材にしたものです。上野 動物園で飼育されているシンシンが2年ぶりに出産をし、上野動物 園だけでなく、日本中の喜びとなりました。赤ちゃんパンダが母親 パンダを始め、回りの人々に見守られながら日々成長していく姿を 通して命の尊さを伝えていきたいと考えています。今、幼児教育の 中で乳幼児期に生涯の学びを支える力として非認知能力という、例 えば目標に向かって頑張る力、人とうまく関わる力、感情をコント ロールする力など、知識ではなく、内面の力をどのように育んでい くのかが注目されています。自分自身が愛されて育ったことを感 じ、自分自身が存在価値のある人間という自己肯定感を持つことが 非認知能力の基礎になります。このことを基盤に、何があっても大 丈夫、がんばってやってみようという前向きな行動や向上心をもっ て成長をしていってほしいという、そして周囲の人への感謝の気持 ちを忘れずに心豊かに育ってほしいという願いを込めた祝辞とさ せていただきます。

教 育 長

この件について何かご意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。ご意見ないようですので、幼稚園の祝辞については了承いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。議案第65号「佐保小学校・若草中学校みどりの家分校用地の用途廃止について」教育総務課長より説明お願いします。

教育総務課長

教育財産としての用途について説明させていただきます。昭和60年9月から特別な支援を必要とする生徒の施設みどりの家分校として使用されてきましたが、平成12年3月に廃止されて以降、当該敷地の一部は奈良市若草公民館佐保分館・同分館駐車場として生涯学習課所管のもと活用されていますが、残地部分については、現在も未利用地となっています。

残地部分については、売却する方向で協議が進められていますが、 教育財産として位置づけられているため、売却に至るまでに当該地 の用途廃止をするものでございます。

教 育 長

この件について、ご意見はございませんでしょうか。

それでは、ご意見ないようですので、議案第65号「佐保小学校・若草中学校みどりの家分校用地の用途廃止について」採決いたします。本案を原案通り可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって議案第65号は原案通り可決すること に決定いたしました。

次に議案第66号「奈良市社会教育委員の委嘱について」生涯学習 課長より説明お願いします。

生涯学習課長

資料2ページをご覧ください。奈良市の社会教育委員は社会教育法 及び奈良市社会教育委員に関する条例に基づき、社会教育委員16 名を委嘱するものでございます。

学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者の中から委嘱をしていますが、現在の社会教育委員の任期は平成30年2月18日をもって満期となります。そこで、次期の社会教育委員の平成29年9月に策定しました奈良市社会教育推進計画を効果的にかつ着実に推進していくために、計画の施策の方向性と現行の施策を照らし合わせ、今後強化すべき重要ポイントを整理した上で、委員選定を行いました。

委員の選出に関しては、計画の施策の3本柱である、「まなぶ・つなげる・ささえる」生涯学習の拠点作りを進め、地域の繋がりを見出し地域コミュニティを活性させる取り組みを推進するため、地域コーディネーターや家庭教育の関係者を委員に加えました。

また社会教育施設を気軽に立ち寄れる地域の拠点とするために、施設の利用団体や管理者を委員に加えました。

そうした結果、委員の構成は学校教育の関係者2名、社会教育の関係者10名、家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、学識経験がある者2名となりました。新規・再任の構成ですが、新規9名、再任7名でございます。

新規9名のうち団体の人事により交替となられる方は2番の村上 松市氏、3番の井上幸子氏、4番の上田均氏、9番の坂田智哉氏4 名でございます。

また新規の方は6番の富雄中学校運営委員会代表コーディネーターの加藤国子氏、7番の奈良市立中部公民館館長川田和美氏、10番のボーイスカウトわかくさ地区協議会の竹内ひなの氏、12番の奈良市公民館運営審議会会長八木正一氏、13番奈良市子ども・子育て会議委員の岡本聡子氏の5名です。任期については、平成30年2月19日から平成32年2月18日まででございます。

社会教育委員の皆様においては、社会教育委員会議で計画に沿って施策が実施されているかをチェックしていただくとともに、とりまとめた意見を繁栄していく体制を整えたいと思っております。また少人数での検討を行う体制を整えて、計画の推進を図る予定でございます。

教	育	長	この件について何かご意見はございませんでしょうか。 よろしいですか。
都	築委	員	家庭教育の向上に資する活動関係者 2 名とありますが、岡本さん以外にどなたがいらっしゃるのですか。
教	育	長	岡本さんと艸香さんです。
都	築委	員	ありがとうございます。
教	育	長	よろしいですか。それでは、議案第66号「奈良市社会教育委員の 委嘱について」採決いたします。 本案を原案通り可決することに決しましてご異議ございませんで しょうか。
各	委	員	異議なし。
教	育	長	異議なしと認めます。よって議案第66号は原案通り可決することに決定いたしました。 次に、議案第67号「奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部 改正について」一条高等学校事務長より説明お願いします。
事	条 高 等 学 務	: 校 長	一条高等学校への入学を許可された生徒は誓約書を提出することになっていますが、誓約書に必要な保証人が2名となっております。毎年保護者から、保証人2名を確保することが困難であるという申し出があります。これまでの学校運営において保証人2名を必要とすることがなかったこと、また、県立高等学校の誓約書では1名となっていることから、一条高等学校の誓約書において保証人を2名から1名に変更し、これに合わせて文章表記も変更しようとするものでございます。
教	育	長	このことについて何かご意見はござませんでしょうか。 保証人2名を1名にするということです。 議案第67号「奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に ついて」を採決いたします。本案を原案通り可決することに決しま してご異議ございませんか。
各	委	員	異議なし。
教	育	長	異議なしと認めます。よって議案第67号は原案通り可決すること

に決定いたしました。

次に議案第68号「平成30年度奈良市立学校の教材使用の承認について」学校教育課長より説明お願いします。

学校教育課長

一条高等学校から教材資料の申請がされています。

外国語科の専門教科英語のうち異文化理解、英語理解、時事英語及び第二外国語の科目で使用する教材でございます。これらの科目は 学習指導要領の専門学科において開設が認められているものがご ざいますが、教科書目録に登載されている検定教科書がございませ ん。このことから、奈良市立学校の管理運営に関する規則の規定に 基づき、検定教科書に代わる教材の承認をお願いするものでござい ます。

資料1ページをご覧ください。申請されている7点の教材について 説明させていただきます。

始めに、異文化理解についてでございますが、英語を通じて外国の 事情や異文化について理解を深めるとともに、異なる文化を持つ 人々と積極的にコミュニケーションを図るための態度や能力の育 成を目標とするもので、外国語科の1・2年生が使用します。

申請のあった教材は、表現や文、題材が充実しており、興味深い内容となっています。

次に時事英語についてでございます。この科目は新聞やテレビ、 情報通信ネットワークに使用される英語を理解するとともに、必要 な情報を選び活用する基礎的な能力を養うことを目標とするもの で、外国語科の3年生が使用いたします。

申請された教材は、国内外の様々な分野の高校生が身近に感じる記事が取り上げられています。

次に英語理解についてでございます。

この科目では、英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、情報や考えを的確に理解し、自らの考えを深める能力を伸ばすことを目標とし、外国語科の3年生が使用します。

様々な地域や文化や、人々の考え方、価値観をテーマにしており、 視野を広げ、国際感覚を養うことができると考えています。

最後に、第2外国語でございます。

英語以外の外国語を学習する中で英語圏以外の言語や文化に触れることでグローバルな視点を持つこと、また広く世界を捉える感覚を養うことを目標としています。

まず、ドイツ語の教材ですが、ドイツ語に慣れ親しみながら、段階 的に学習を進めていけるよう構成されています。写真やイラストコ ラムの内容が充実しており、楽しい資料となっていることで生徒の 興味関心を高めるとともに、ドイツという国への理解を深めること にも役立つと考えております。

フランス語の教材については、文法解説が丁寧で、聞く・話す・読む・書くのバランスがとれています。内容も大変興味深く、補助教材の DVD は生のフランス語に触れることができ、より興味関心をもって取り組むことができると考えています。

中国語の教材は、高校生活に密着した語彙や表現を取り入れており、理解しやすいものとなっています。また、学習することによって中国文化に対する理解を深めることができます。

最後にスペイン語については、見開きに会話・文法練習問題が完結 にまとめられており、効率よく学習できるような教材となっていま す。

端末には中南米で話されるスペイン語表現に触れた特集記事を載せるなど興味を持たせるような工夫がされています。

教 育 長

何かご質問はございますでしょうか。

杉江委員

教育委員会室で第2外国語4か国語の教材は拝見しました。

関係ないかもしれませんが、鳥飼玖美子さんという方が英語教育の 異議という本を出されました。その中で、異文化の人とコミュニケーションする能力というものを学びながら、理解が深まるような内容にすることが肝心であるのではないか。日本の教育はおかしいということだったと思います。それを頭におきながら4か国語の教材を拝見したのですが、使用する理由として、国の文化を紹介しているところは4か国語ともに共通しています。初歩の外国語しか学べないことは大学で続ければいいと思いますが、ドイツ語の教材は日本語でコラムが何箇所かあり、ドイツの諸文化について述べられています。それぞれの国の文化というものを、語学を通じ学びながら理解するということが各書に出ているということから、第2外国語の教材は適切だと思いました。

教 育 長

対象の教材は閲覧用に教育委員会室に置いていますが、他に何かご 意見がございましたらお願いします。

ご意見ないようですので、議案第68号について採決をいたします。

本案を原案通り可決することに決しましてご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって議案第68号は原案通り可決すること に決定いたしました。次に議案第69号「奈良市いじめ防止基本方 針の策定について」いじめ防止生徒指導課長説明お願いします。 いじめ防止生徒 指 導 課 長 平成25年9月に制定された、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、奈良市いじめ防止基本方針を策定いたします。

このことについては、奈良市いじめ防止基本方針策定委員会を組織し、11月30日、12月8日、1月18日の3回にわたり策定委員会を開催し、2月2日に策定委員会より教育委員会に答申がありましたので、教育委員会に附議しようとするものでございます。この間12月26日~1月9日にはパブリックコメントを実施し、27件のご意見をいただきました。本方針については、平成30年度4月からの施行を予定しております。

資料については一部差し替えがあり、奈良市いじめ防止基本方針は表紙から15ページまで、1ページから対応・議論のポイントを掲載した新旧対照表、パブリックコメント、今後のスケジュール、さらに教育委員よりいただいたご意見を基にした修正一覧となっています。

それでは、策定委員会において議論された主な点といじめ事象に関する対応や調査をするための学校や市の組織について説明させていただきます。 2ページ (4) イのいじめの判断についてというところをご覧ください。

いじめの定義についてでございますが、国のいじめの定義では傷害 行為のあった児童・生徒が心身の苦痛を感じている場合はいじめと 判断し、対応いたします。

いじめを絶対見逃さない、疑わしきは全てに注意を払うという趣旨であり、いじめられている子を守るという観点から大事なことであります。そこで、いじめの判断については被害感情に着目し、いじめと判断しなければならないところでございます。

当該児童が知らない場合に起きたいじめ行為や、加害児童生徒が親切心で行った行為が思わず相手の感情を傷つけてしまった場合もいじめと判断することや、本人が苦痛と感じていない場合であっても状況から見ていじめと判断することを具体的に記載しております。次に3ページの8番、特に配慮が必要な児童生徒への対応についてですが、この項目は平成29年3月14日文部科学省のいじめに対する組織のポイントを基に社会背景やいろんな実態を考慮し、取り入れた項目でございます。3項目の宗教については奈良市独自に取り入れた内容でございます。

基本方針の15ページをご覧ください。組織の設置に関する資料で ございます。

1番、学校がつくる組織ですが、いじめに特化した校内委員会が、 現在市立学校全てに設置されています。この校内委員会は、学校内 におけるいじめの未然防止や発生時の対策等について協議し、対応 の中心となります。また、重大事態発生時には学校の調査機関とい う位置づけになってきます。

2番、教育委員会がつくる組織ですが、教育委員会内には3つの組織を設置することを計画しております。

一つ目は、奈良市いじめ防止連絡協議会です。本協議会は、いじめ 防止等の対策を進めるための協議、関係機関との情報共有と連絡体 制の構築を図るものです。構成員には各団体の長、またはそれに準 ずる者を想定しています。二つ目は、奈良市いじめ対策検討委員会 です。この委員会では発生した事象に関して事例検討を行い、外部 の有識者に示唆をいただくことや、いじめ事象についての原因分 析、今後の方針の検討を行うことを想定しており、再発防止も目的 としています。

三つ目の奈良市いじめ調査委員会ですが、重大事態発生時における教育委員会としての調査組織となります。具体的な内容は事実解明及び原因分析、今後の防止対策の検討を行います。当初は教育委員会の付属機関として設置する奈良市いじめ対策検討委員会が教育委員会の調査機関を兼ねるとしていました。策定委員会では教育委員会内の調査機関は中立性・公正性が保たれた組織やメンバーである方が良いということを弁護士から意見をいただき、策定委員会からも同意を得たことから調査組織の部分を切り離し、新たに奈良市いじめ調査委員会を設置しました。

次に、市長がつくる組織として奈良市いじめ問題再調査委員会ですが、この組織は教育委員会が重大事態の調査結果を市長に報告した際、市長が不十分と認めた場合や、いじめられた児童生徒や保護者が希望する場合に設置をいたします。

市長部局が所管課となり、こども未来部子ども政策課に担っていただくことになっています。

奈良市いじめ防止基本方針の最終ページに組織図を掲載し、本編に 出てくる組織と組織図に番号をつけ、わかりやすくしているところ でございます。

今後の予定ですが、本日の定例教育委員会で附議させていただき、 承認していただいた後策定いたします。

附属機関については条例追加の必要がございますので、策定後、法 令審査会を経て6月議会へ上程いたします。以上でございます。

教 育 長

先ほど課長から説明ありましたとおり、いじめ防止対策推進法というものが平成25年に制定されまして、国の基本方針を基にそれぞれの市町村で策定しなければいけないということになり、今後奈良市における基本的な方針として進めていくということです。

ご意見はございませんでしょうか。

策定委員会のメンバーは、弁護士や大学の先生、学校現場の校長や

保護者組織代表の方も入っていただいています。

教育委員会で可決いたしましたら、議会へ上程していくということですね。

いじめ防止生徒 指 導 課 長 基本方針については策定をし施行させていただき、組織については 6月議会に上程し、条例に追加をさせていただきます。

教 育 長

都築委員。

都築委員

当事者であるこどもの意見というのは取り入れられているのでしょうか。

いじめ防止生徒 指 導 課 長

本編の中身は策定委員会のメンバーで策定したものですので、子どもたちの意見については、奈良市の取り組みの中で、子どもたちが自主的に行ういじめの防止に関しての活動を教育委員会が支援して、それに取り組んでいきたい。例えば、相談窓口の顔が見える、だれが相談を受けるのか等、子どもたちから質問がありましたので、今後、意見を反映させていこうと考えております。

都築委員

「ストップいじめ」今年で2回目ですよね。

子どもたちもいじめについて考えていると思いますので、子どもたちに議論させるとか、方針と一体的に取り組んでいっていただけたらと思います。

畑 中 委 員

いじめの対応についてというところですが、学校がつくる組織の構成員について、金品に関わる事案はすぐ警察が関わっていかないといけない場合もあると思います。

教育委員会がつくる組織の中には警察官とありますが、あえて経験 者としている意味はあるのでしょうか。

いじめ防止生徒指 導 課 長

構成員の中に警察のどの方と位置づけしにくいので、当然、いじめの事案の中には犯罪に値するものもございますので、警察と連携しながら校内委員会を開く場合には、警察官が入ることも可能と考えております。

教 育 長

方針の素案が出たときに委員よりご意見賜り、訂正していますので、ご意見は全てここに入れていると判断してよろしいでしょうか。

ご意見ないようですので議案第69号「奈良市いじめ防止基本方針の策定について」採決いたします。本案を原案通り可決することに決しましてご異議ございませんか。

各	委	員	異議なし。
教	育 ;	長	異議なしと認めます。よって議案第69号は原案通り可決することに決定いたしました。 次に議案第70号「朱雀幼稚園、平城幼稚園及び東登美ヶ丘幼稚園の用途廃止について」こども園推進課長より説明お願いします。
こども	園推進課	早長	奈良市幼保再編計画に基づき、平成30年4月より朱雀幼稚園、平城幼稚園及び東登美ヶ丘幼稚園が幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第32条に基づき、教育財産として教育委員会で所管していた財産、土地・建物・工作物を市長所管しようとするものでございます。 以上でございます。
教	育 :	長	ご意見はございませんでしょうか。 ご意見ないようですので議案第70号「朱雀幼稚園、平城幼稚園 及び東登美ヶ丘幼稚園の用途廃止について」を採決いたします。 本案を原案通り可決することに決しましてご異議ございませんか。
各	委	員	異議なし。
教	育 :	長	異議なしと認めます。よって議案第70号は原案通り可決すること に決定いたしました。 次に協議事項に入ります。 3、協議事項
			「『教え』から『学び』へについて 」
			テーマについて教育政策課長から説明、意見交換及び協議を行った。
教	育 :	長	次回、3月の定例教育委員会会議の日程ですが、3月議会の日程の詳細が未定であるため、議会日程が分かり次第、調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
非公	開案	件	この審議は、奈良市情報公開条例第 29 条第 2 号の規程により非公開とする。
			教育長報告(1)「平成29年度3月補正予算要求について」教育

			総務課長、教職員課長より概要説明
			教育長報告(1)について了承した。
教	育	長	これで本日の全ての案件は終了いたしましたが、この他に、何かご 意見、連絡事項等はございませんか。 これをもって、本日の教育委員会を閉会いたします。